

令和4年度

第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和5年2月24日

石巻市農業委員会

第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和5年2月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条の農地転用事業遂行中止について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

日程第 8 議案第 6号 石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部
改正について

閉 会

出席委員（15名）

2番	山田	慧子	委員	5番	佐藤	克美	委員
6番	高橋	由佳	委員	7番	武山	勝	委員
8番	高橋	千代恵	委員	9番	伏見	さと子	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	遠藤	章一	委員
12番	岡田	正男	委員	13番	今野	真理	委員
14番	後藤	嘉伸	委員	15番	前野	利春	委員
16番	今野	勝夫	委員	18番	伏見	晃也	委員
19番	三浦	孝一	委員				

欠席委員（4名）

1番	近藤	茂	委員	3番	安部	秀逸	委員
4番	佐々木	文彦	委員	17番	日野	智	委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和恵	委員
26番	首藤	勝博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	齋藤	忠直	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	佐藤	晴夫	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	高橋	信一	委員	33番	石川	雅洋	委員
34番	山田	茂樹	委員	35番	勝又	功	委員
36番	西條	健一	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部	正展	委員				

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

37番 榊田 有司 委員

事務局職員出席

渋谷 幸伸	事務局 局長	高橋 伸明	事務局 次長
渡辺 和子	事務局 長補佐 兼 農地係 長	齋藤 敏幸	主 幹

村上 浩 則 主 幹
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事
若 井 慎 太 郎 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第11回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時39分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願いいたします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員15名、推進委員は19名であります。近藤茂農業委員、安部秀逸農業委員、佐々木文彦農業委員、日野智農業委員、榊田有司推進委員の欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号5番佐藤克美委員、6番高橋由佳委員をお願いをいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言を願います。

◎報告第1号～報告第6号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から報告を願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

令和5年2月14日に開催した農家相談委員会において、新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告をしたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局から報告願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告の前に追加資料についてお知らせいたします。

本日お配りしております資料の中に第11回定例総会追加報告と記載しているA4横書きで5枚ほどとじた資料がございますので、お手元にご用意ください。こちらは、報告第2号及び第3号の追加案件となりますので、議案書と併せて御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、報告に入らせていただきます。報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書は2ページから3ページ及び追加報告資料は1ページを御覧ください。今月の受理件数は3件で、解約の理由は、全て耕作者変更のためでございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は4ページから21ページ及び追加報告資料は2ページから10ページを御覧ください。今月の受理件数は42件で、解約の理由は、耕作者変更のためが35件、貸人の都合のためが4件、農用地利用集積計画による売買のためが3件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第4条の農地転用事業遂行中止についてご報告いたします。議案書は22ページです。本件は、令和4年10月13日に住宅敷地として転用許可を取得しましたが、建築資材の高騰などにより大幅に建築工事費が増加したため、やむを得ず事業を中止するものでございます。

続きまして、報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は23ページです。今月の受理件数は2件で、アパート敷地とするものが1件、駐車場・資材置場敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は24ページです。今月の受理件数は3件で、一般住宅敷地とするものが1件、アパート敷地とするものが1件、建売住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第6号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請の承認について説明いたします。

初めに、番号1、議案書の25ページ、位置図につきましては28ページを御覧願います。申請地は、

農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は雑種地となっております。三角の狭小地であり、亡き父が長年資材置場として使用していたもので、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地であります。

次に、番号2、議案書は25ページから26ページ、位置図は28ページから29ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田・畑、現況は山林となっております。相続した時点で既に山林化していたものです。農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号3、議案書は26ページ、位置図は30ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は雑種地となっております。平成2年頃から建築用資材置場として利用していたもので、航空写真から確認できます。非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性はなく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号4、議案書は26ページ、位置図は31ページです。申請地は、市街化区域内にある土地で、自宅を建築した昭和51年頃から通路として使用してきており、再び農地として利用される可能性はない土地であります。

次に、番号5、議案書は27ページ、位置図は32ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和50年に空手道場を建設し利用してきており、長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性はない土地であります。

次に、番号6、議案書は27ページ、位置図は32ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は雑種地となっております。三陸自動車道と市道に囲まれた土地で、従前から資材置場として使用してきており、長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性はない土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

2月15日の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査等を行い、慎重審議いたしました結果、農地判断基準及び非農地証明書の範囲に合致していることから、承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の33ページを御覧ください。番号1番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田1筆、面積6,768㎡です。

議案書の33ページから34ページを御覧ください。番号2番は、親から子への贈与であります。申請地は、田及び畑、14筆、面積1万3,836㎡です。

議案書の34ページを御覧ください。番号3番は、親戚への贈与であります。申請地は、田1筆、面積2,023㎡です。

説明は以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の35ページ、位置図につきましては41ページを御覧願います。太陽光発電の施設のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号2、議案書35ページ、位置図は41ページです。番号1の太陽光発電工事のための搬入路及び資材置場とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号3、議案書35ページから37ページです。位置図42ページです。太陽光発電設備の施設を5か所に設置するための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号4、議案書37ページ、位置図は43ページです。太陽光発電設備を2か所に設置するための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号5、議案書38ページ、位置図は44ページです。太陽光発電設備のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号6、議案書38ページ、位置図は45ページです。太陽光発電設備のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号7、議案書38ページ、位置図は45ページです。番号6の太陽光発電設備工事のための進入路とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号8、議案書39ページ、位置図は46ページです。居宅新築のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号9、議案書39ページ、位置図は47ページです。資材置場及びドッグランとするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号10、議案書40ページ、位置図は48ページです。店舗建て替えのための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張の例外規定が適用できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案10件について原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案10件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は49ページから58ページになります。

事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。

初めに、中間管理事業による一括方式による集積について、資料は1ページです。宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は1件で、計7筆、合計面積は2万6,226㎡です。貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は1万5,000円です。

次に、相対による利用権設定について。相対による利用権設定は11件で、計40筆、合計面積は7万7,025㎡です。貸借期間は、1年1か月から10年で、10a当たりの賃借料は1万円から2万円です。また、米による物納は50kgから80kgとなっております。

次に、所有権移転について、資料は2ページです。今月の所有権移転は9件で、合計28筆、合計面積は計4万8,454㎡です。10a当たりの売買単価は7万4,331円から50万円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 審査結果をご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、農用地利用集積計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、一括方式の1件、利用権設定の11件、所有権移転の9件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は49ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案、一括方式1件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式1件に係る農用地利用集積計画について原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は50ページから54ページになります。

その中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに利用権設定の番号1を議題といたします。議案書は50ページになります。

議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号1番についてご意見、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案番号1番については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。

本案番号1については原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、利用権設定のうち、ただいま決しました番号1を除いた番号2番から11番の10件について審議いたします。議案書は50ページから54ページとなります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定10件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定10件に係る農用地利用集積計画について原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は55ページから58ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転9件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転9件に係る農用地利用集積計画について原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は59ページから116ページになります。

事務局より議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第5号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかについて判断を求めるものであります。昨年の農地利用状況調査の結果、B判定、再生利用が困難と見込まれる農地となり、荒廃化して山林・原野となったものです。石巻地区574筆、桃生地区の573筆の合計1,147筆の農地であります。判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、田315筆、46万5,749㎡、畑832筆、67万1,631㎡、合計1,147筆、113万7,380㎡が山林・原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。

今回非農地と判断されたものについては、対象地所有者686名、また県、市及び法務局に対して、対

象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。また、筆界未定の農地に関しては、登記地目の変更ができませんので、その旨を所有者に告知し、非農地であることを通知するまでといたします。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会佐藤委員長から検討結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、事務局から説明を受け、利用状況調査等のパトロール結果を踏まえ、航空写真により1筆ごとに確認を行いました。農地法の運用についての第4の判断基準に基づき審査した結果、非農地とすることが相当なものと判断をしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案精査に入ります。

会場の外に航空写真を用意しております。議案の精査につきましては、5分程度で見ていただくようお願いいたします。

それでは、会場外にて議案精査をお願いをいたしたいと思います。

[精 査 午後2時09分～午後2時14分]

○議長（三浦孝一会長） それでは、会議を再開いたします。

先ほど事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果につきまして報告がございましたが、本案1,147件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案1,147件については、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案1,147件については全て非農地と判断することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化

の推進に関する指針」の一部改正についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○高橋伸明事務局次長 ただいま上程されました第6号議案、石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について説明いたします。

本日お配りしている別紙1、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正【概要】、A4、1枚物でございます。これをご用意いたします。この指針の一部改正の概要ですが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、指針の作成が努力業務から必須事項へと変わり、全ての農業委員会で今年度中の指針作成が求められております。当委員会では、平成31年に作成し、令和3年に改定、そして今回の法改正を踏まえ、2度目の改正を行おうとするものです。

次に、2の農業委員会法第7条による主な改正点については、主に3点あります。1点目として、先ほども述べましたが、指針の作成業務が努力義務から必須事項に変更になったこと。2点目として、人・農地プランが地域計画という名称に変わり、その目標を達成するために農業委員会が取るべき具体的な役割に関する事項を明確に表記すること。3点目として、目標達成状況の評価方法を示すこととあります。

それでは、本市の指針の改正内容について説明いたしますので、別冊2の議案第6号、指針の一部改正についての1ページを御覧願います。消し線がある箇所は、削除する部分。黒枠で囲んでいるところは、新たに追加する部分です。なお、この議案書の一部改正案の左に丸印がある番号を記載しておりますが、この番号は本日お配りしている別紙1、概要版の3、指針の改正内容の番号とリンクしており、その番号の部分の説明となっておりますので、一部改正案と別紙1の概要版を見比べていただければと思います。

初めに、一部改正案の第1、基本的な考え方の①の部分は、地域計画についての説明と、「地域計画に基づき農地中間管理事業を活用し、利用調整に取り組む必要性」について新たに追加するものです。

②は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針として、これまで表記していた「具体的な目標と推進方法」に、新たに「目標の達成状況に対する評価方法等」を加えるものです。

③は、宮城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び石巻市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すということを追加するものであります。

④は、単年度の具体的な活動について、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」というところを、「農業委員会による最適化活動の推進等について」へ変更し、併せて農水省課長通知に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」を「最適化活動の目標の設定等」に変更するものです。

2ページを御覧願います。⑤については、「遊休農地の発生防止・解消の評価方法について」を新たに追加するものです。

⑥は、地域計画の目的を新たに記載するとともに、人・農地プランの目的を削るものです。

3ページの⑦は、「担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について」を新たに追加するものです。

⑧については、記載されている②の「農業委員会のフォローアップ活動」と④の「地域の溶け込み支援について」が同じ内容であるため、「②農業委員会のフォローアップ活動及び地域への溶け込み支援について」として包含するものです。

⑨は、「新規参入の促進の評価方法について」を新たに追加するものです。

4ページの⑩については、地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会の役割を新たに追加するものです。

改正の内容については以上となりますが、今回の一部改正では令和6年3月までの3年後の目標及び令和8年3月までの目標値を変更していないことを申し添えます。

なお、この指針の改正は必ず行わなければならないもので、改正内容についても全国農業会議所が農林水産省と調整を行いながら、各農業委員会に対し指導通知を行い、それを基に一部改正案を作成していることをご承知願います。

また、この改正案の内容等について、前回のブロック会議で説明し、意見徴収期間を設けておりましたが、意見等がないことから、今回提案している次第であります。

参考として、別冊2の5ページから7ページに新旧対照表、8ページから10ページに改正案全文を添付しております。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がございましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これをもって令和4年度第11回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時22分 閉会